

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	17,500 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	345,812 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成31年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	79,979	57,675		700	1,663	19,941
	高齢者福祉事業	11,297	2,240		602	647	7,808
	児童福祉事業	106,712	56,874		3	3,850	45,985
	小 計	197,988	116,789		1,305	6,160	73,734
社会保険	介護保険事業(繰出金)	98,478				7,595	90,883
	国民健康保険事業(繰出金)	38,565				2,975	35,590
	小 計	137,043				10,570	126,473
保健衛生	疾病予防対策事業	5,017			225	367	4,425
	高齢者医療事業	5,764	431		198	403	4,732
	小 計	10,781	431		423	770	9,157
合 計		345,812	117,220		1,728	17,500	209,364